

定款改定趣旨

1. 会員資格の喪失

公認心理師及び臨床心理士の資格を有する会員が臨床心理士資格の登録を抹消された場合、現行の当会定款第9条（4）は、当会の会員資格をどのように取り扱うかについて、明確に規定する内容になっていない。そのため、臨床心理士資格喪失のうち、失効による喪失と、登録抹消による喪失とで、規定を区分する。

2. 会員資格の停止

公認心理師法第32条第2項の規定により一定期間の公認心理師の名称及びその名称中における心理師という文字使用停止処分を受けた場合、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める「臨床心理士倫理綱領」の第10条※1に基づき「一定期間の登録停止」処分を受けた場合、現行の当会定款は、当会の会員資格をどのように取り扱うかについて、規定していない。そのため、公認心理師法及び日本臨床心理士資格認定協会認定協会の同処分に呼応する規定を新設する。

※1 「臨床心理士倫理綱領」の第10条 （令和2年5月28日付改正により追加）

＜倫理申立て及び処分への対応義務＞

臨床心理士は、本協会に置かれる倫理委員会に申立てがなされた場合、同委員会が行う面接調査等の業務に協力しなければならない。臨床心理士倫理規程に定めた処分が確定し、その通知がなされた時点で、処分を受けた臨床心理士が、臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程若しくは臨床心理士受験資格に関する指定大学院（以下、「臨床心理士養成大学院」という。）の指導教員である場合又は日本臨床心理士会若しくは都道府県臨床心理士会（以下、「臨床心理士会」という。）の会員である場合、処分を受けた臨床心理士は、臨床心理士養成大学院及び臨床心理士会的一方又は双方に対して処分を受けた事実と内容について、速やかに報告しなければならない。臨床心理士が受けた処分が、「一定期間の登録停止」又は「登録の抹消」の場合、処分を受けた臨床心理士は、速やかに臨床心理士資格登録証明書（IDカード）と臨床心理士資格認定証（賞状形式）を、本協会に返納しなければならない。

3. 義務

上記1. と2. に関連して、会員が臨床心理士資格の「登録抹消」ならびに「一定期間の登録停止」となった場合、当会がその事実を速やかに知ることができるよう、会員の義務を規定した当会定款第11条に、処分に関する報告義務規定を加える。

4. 役員の任期

現行の定款では第25条で、理事の任期を「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結のときまでとする」と定めているが、安定的な法人運営と同時に、職能

団体としての新陳代謝を促進するには、連続して再任することを一定期間に限定する必要がある。そのため、その旨を第25条に加える。

5. 附則

今回の定款改定では、理事及び業務執行理事の再任の限度について規定するため、起算点を明確にするために記載する。

定款（新旧対照表）

改正箇所	旧	新	備考
（資格喪失） 第9条	<p>（資格喪失）</p> <p>第9条 前2条の場合のほか、正会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を喪失する。</p> <p>（1）当該会員が死亡もしくは失踪宣告を受けたときまたは解散したとき</p> <p>（2）法第32条第1項または第2項の規定により公認心理師の登録を取り消されたとき</p> <p>（3）法第33条の規定により公認心理師の登録を消除されたとき</p> <p>（4）臨床心理士資格を喪失したとき</p> <p>（5）総代議員が同意したとき</p> <p>（6）2年分以上会費を滞納したとき</p> <p>2 前項第2号から第4号の規定にかかわらず、公認心理師及び臨床心理士の資格を有する正会員については、その双方の資格を喪失した場合にその会員資格を喪失する。</p>	<p>（会員資格の喪失）</p> <p>第9条 前2条の場合のほか、正会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を喪失する。</p> <p>（1）当該会員が死亡若しくは失踪宣告を受けたときまたは解散したとき</p> <p>（2）公認心理師及び臨床心理士の資格を有する者について、そのいずれの資格も喪失したとき</p> <p>（3）公認心理師資格を有する者について、法第32条第1項または第2項の規定により公認心理師の登録を取り消されたとき</p> <p>（4）公認心理師資格を有する者について、法第33条の規定により公認心理師の登録を消除されたとき</p> <p>（5）臨床心理士資格のみを有する者について、その資格を喪失したとき</p> <p>（6）臨床心理士資格を有する者について、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士倫理規程に基づき臨床心理士の登録の抹消処分を受けたとき</p>	<p>見出しの変更→第9条の2に合わせる</p> <p>「若しくは」漢字表記→第45条の表記に合わせる</p>

		<p>(7) 総代議員が同意したとき</p> <p>(8) 2年以上会費を滞納したとき</p>	
<p>(会員資格の停止)</p> <p>第9条の2</p>		<p>(会員資格の停止)</p> <p>第9条の2 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を停止する。</p> <p>(1) 公認心理師資格を有する者について、法第32条第2項の規定により一定期間の公認心理師の名称及びその名称中における心理師という文字の使用の停止処分を受けたとき</p> <p>(2) 臨床心理士資格を有する者について、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士倫理規程に基づき一定期間の臨床心理士の登録停止処分を受けたとき</p> <p>2 前項の資格停止中の会員は、次条に定める会員の権利を行使できない。</p>	<p>会員資格の停止について新たに規定する</p>
<p>(義務)</p> <p>第11条</p>	<p>(義務)</p> <p>第11条 会員は、理事会で別に定める会費を納めなければならない。</p> <p>2 会員は、代議員会で別に定める本会の「倫理規程」及び「倫理綱領」を遵守しなければならない。また、各自の倫理心理業務（ひろく人々のこころの健康と福祉の増進に寄与することを目的とする業務を含む）に関連する法令等を遵守しなければならない。</p>	<p>(義務)</p> <p>第11条 会員は、理事会で別に定める会費を納めなければならない。</p> <p>2 会員は、代議員会で別に定める本会の倫理規程及び倫理綱領を遵守しなければならない。また、各自の倫理心理業務（ひろく人々のこころの健康と福祉の増進に寄与することを目的とする業務を含む）に関連する法令等を遵守しなければならない。</p> <p>3 会員は、次の各号の一に該当するに至った場合は、直ちに本会にその旨を報告しなければならない。</p> <p>(1) 法第32条により公認心理師の登録の取り消し、または一定期</p>	<p>「」の削除→第13条の表記に合わせる</p> <p>資格の喪失及び処分についての報告義務を規定する</p>

		<p>間の公認心理師の名称及びその名称中における心理師という文字の使用の停止を命ぜられたとき</p> <p>(2) 臨床心理士資格を喪失したとき</p> <p>(3) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士倫理規程に基づき臨床心理士の登録の抹消処分または一定期間の停止処分を受けたとき</p>	
<p>(役員の任期)</p> <p>第25条</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議委員会の終結のときまでとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議委員会の終結のときまでとする。</p> <p>3 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。</p> <p>4 理事または監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議委員会の終結のときまでとする。ただし、再任は連続4期を限度とする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議委員会の終結のときまでとする。</p> <p>3 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。</p> <p>4 理事または監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。</p> <p>5 業務執行理事の再任は、連続3期を限度とする。</p>	<p>理事の連続再任の限度を規定する</p> <p>業務執行理事の連続再任の限度を規定する</p>

附則		<p>附則</p> <p>本定款は2021年12月19日より施行する。ただし、第25条第1項及び第5項は、2022年開催の定時代議員会終結時から起算する。</p>	<p>起算点を明確にするため附則を規定する</p>
----	--	---	---------------------------